

鹿沼市自治基本条例を考える会

いよいよ鹿沼市も『自治基本条例』策定に着手!!

KANUMA新・まちづくり実行プラン

『市民手づくりの自治基本条例づくり』

市民と市の協働のまちづくりを行なうために、それぞれの役割を明確にするルールを、市民の皆さんによって手づくりで進める方針が平成21年度に出されました。



そのルールづくりを市民の皆さんの手づくりで行うために『鹿沼市自治基本条例を考える会』が発足しました。市民の委員が勉強しながら活動中です。

市民学習会開催（平成21年11月1日）

行政学、地方自治論がご専門の作新学院大学・沼田良教授をお招きして市民学習会を行ないました。

沼田教授は考える会委員として参加しています。



『鹿沼市自治基本条例を考える会』発足（平成21年11月24日）

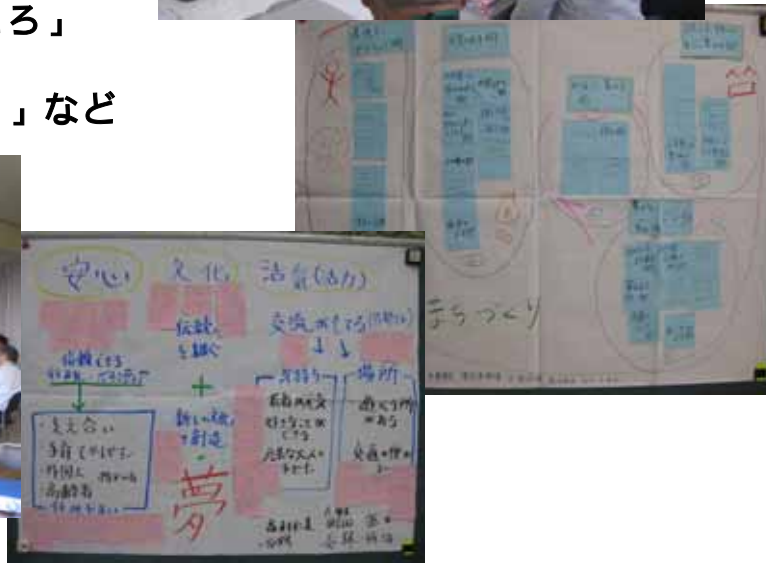
「鹿沼市自治基本条例を考える会」が発足。市民公募37名を含む41名が市長より委嘱されました。



全体会議

毎月1回全体会議を開催しています。
6月までに8回の討議を行いました。
グループ討議を中心に協議しています。

これまでの協議テーマ
「どんなまちづくりをしたいか」
「鹿沼市の良いところ悪いところ」
「自治とは？」
「市民と住民とは何を指すか？」など



事務局の運営

考える会は、市民の自主的な運営によって活動しています。
予算の管理、毎月の全体会議の運営、条例づくりの進め方の協議などを行っています。
(月に2度3度の会議は当たり前！)



3部会での研究

テーマごとに3つの部会に分かれて専門的に研究します。
市民部会・・・自治の主体となる市民の権利や責務など
行政部会・・・市と議会の役割と責務、行政と自治のしくみなど
協働部会・・・市民と市の役割分担、コミュニティやNPOの支援など

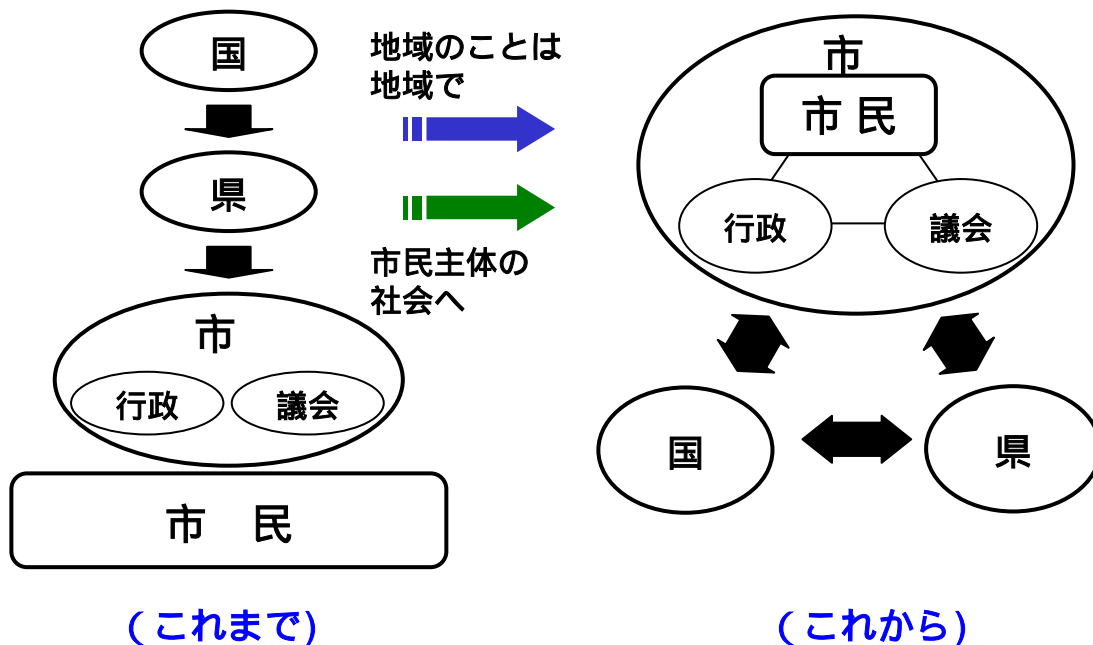
『自治基本条例』って何？

—自分たちのことは自分たちで決めて実行する—



背景

- 新しいまちづくりへの関心
市民の熟度の高まりや新たな公共的需要
- 地方分権一括法の施行
各自治体の独自性、国の財政困窮化
- 自治体における自治の定義
『自己決定・自己責任』 自分達のまちの基本ルール「まちの憲法」



「市民自治によるまちづくり」のために、市民、議会、市長・市職員のそれぞれが連携・協力してまちづくりを進めることが必要です。

自治とは・・・

「自分たちの地域の課題は、自分たちで考え、自分たちで解決に向けて行動する」こと！！

自治の基本理念を条例で定める

自分たちに合う使いやすい条例を、自分たちの手で作ります。
市民の皆様の意見をたくさん集めたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

『鹿沼市自治基本条例を考える会』

事務局連絡先 市役所市民活動支援課まちづくり推進係 0289-63-2240

鹿沼市自治基本条例を考える会事務局